

暴力団等に対する 基本的対応要領

問題解決、毅然とした対応と早期相談

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人(一企業)で悩まず、警察や暴力追放運動推進センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本)

一 組織的な対応一

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者の方に責任を押し付けることは最も避けるべきです。不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対対応しない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを付つ。



2 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

3 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - 取引開始後反社会勢力と判明したなら、解約すること
- などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- ★警察や暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



●セキュリティの基本として社員の皆さんに周知・実践していただくことをお勧めします。

有事の対応(不当要求対応要領)



1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。

2 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。

3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、細事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。

4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。

5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎて退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げ、警察へ連絡する。

6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。

7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたりしますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。

8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかれます。

9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。

10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。

11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪捜査や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。

12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。

27の禁止行為

1 口止め料を要求する行為



2 寄附金や賛助金等を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為



4 みかじめ料を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為



9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為



10 不当な金融商品取引を要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為



暴力団対策法で禁止されている

27の行為

暴力的要求行為
準暴力的要求行為

12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為



13 不当な地上げをする行為



14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為



15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為



16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為



17 建設業者に対し、不当に建設を行うことを要求する行為



18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為



19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為



20 因縁を付けての金品等を要求する行為



21 許認可等をするを要求する行為



22 許認可等としないことを要求する行為



23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為



24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為



25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込を要求する行為



26 売買等の契約の相手方としないことを要求する行為



27 売買等の契約の相手方に対する指導等を要求する行為



契約書とは別に表明確約等を作成する場合

確約書(例)

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

〇〇株式会社
代表取締役

殿

〔〇〇株式会社代表取締役〕

住所

(ふりがな)

氏名

昭・平 年 月 日生 (歳)

- 1 私〔当社(役員及び経営に実質的に関与している者を含む)〕は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約(いたします・いたしません)。
 - ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 総会屋等 ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ ⑧ 特殊知能暴力集団 ⑨ その他前各号に準ずる者
- 2 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約(いたします・いたしません)。
 - ① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- 3 私〔当社〕は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約(いたします・いたしません)。
 - ① 暴力的要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 私〔当社〕は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約(いたします・いたしません)。
 - ① 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
 - ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を執ること
- 5 私〔当社〕は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約(いたします・いたしません)。
- 6 私〔当社〕は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切の私〔当社〕の責任とすることを表明、確約(いたします・いたしません)。

令和 年 月 日

署名

Ⓜ

(注) 契約の相手方に保証人がある場合には、契約の相手方、契約の相手方の保証人は各別に作成してください。

1から6までの各項目末尾の(いたします・いたしません)は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。

※契約の主体によって、「私」、「当社」を使い分けてください。

※代表取締役以外の役員について、必要と認めるときは別紙として住所・氏名・生年月日の記載を依頼するようにしてください。

※上記の文例は、あくまで文例の1つにすぎません。

〔引用文献〕立花書房『不当要求防止責任者教本～暴力団撃退マニュアル～』立花書房、2022、P48

第〇条 反社会的勢力の排除

- 1 甲は、乙が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ 特殊知能暴力集団
 - ⑨ その他前号に準ずる者

- 2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

- 4
 - ① 乙は、乙又は乙の下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
 - ② 乙は、その下請け又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
 - ③ 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

- 5
 - ① 乙は、乙又は乙の下請け若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を行うものとする。
 - ② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- 6 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

県内暴力団勢力

県内暴力団の構成員は、令和4年12月末現在 225 人となっています。

■旭琉會 225 人

県内暴力団勢力分布図 令和4年12月末

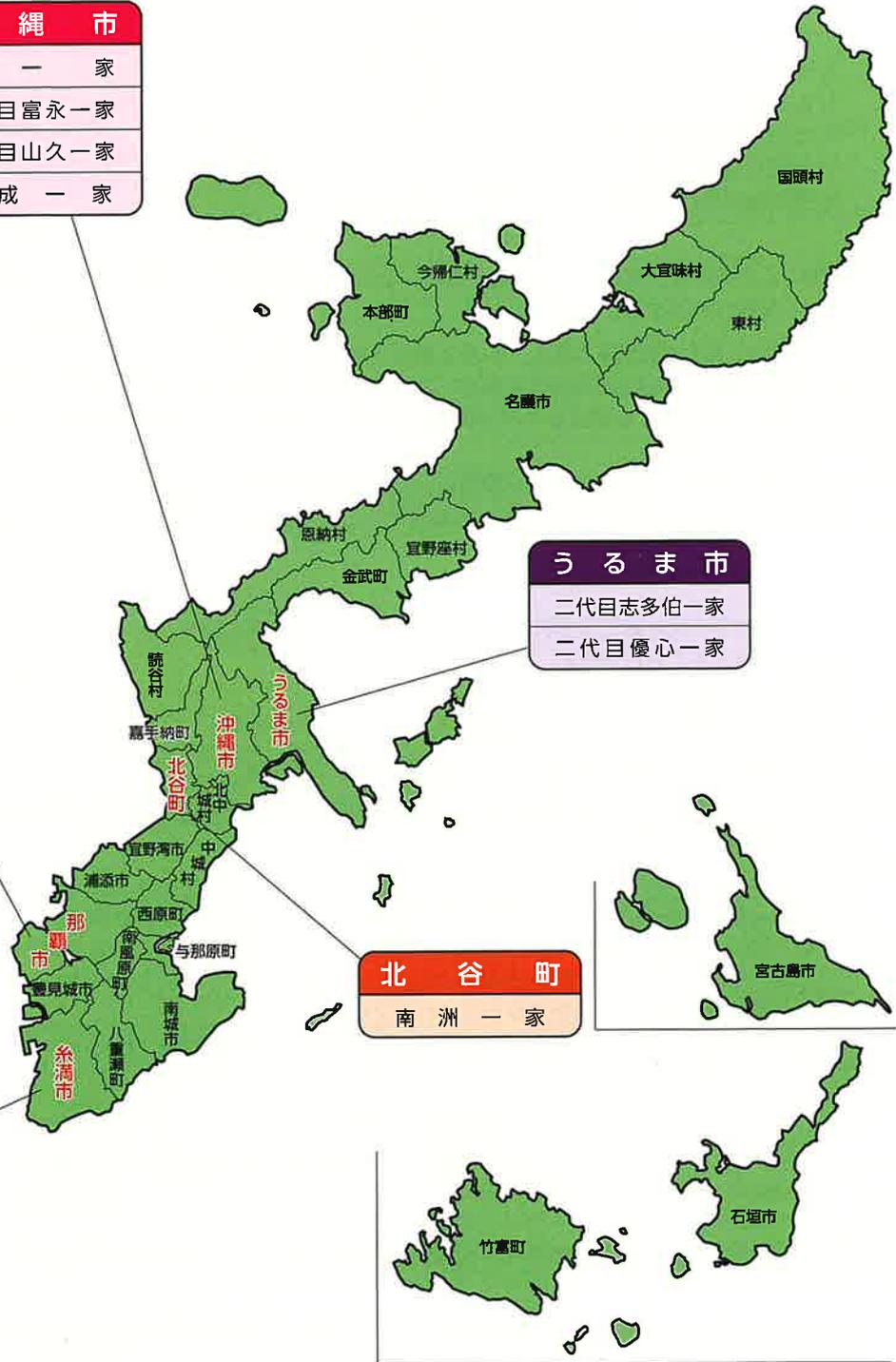
那 覇 市	
丸 宏 一 家	
三代目ナニワ一家	
二代目沖島一家	
錦 一 家	
桜 一 家	
二代目一心一家	
二代目島袋一家	
三代目辻昌一家	
二代目功陽一家	
龍 神 一 家	
二代目照屋一家	
三代目丸良一家	

沖 縄 市	
誉 一 家	
三代目富永一家	
二代目山久一家	
旭 成 一 家	

うるま市	
二代目志多伯一家	
二代目優心一家	

北 谷 町	
南 洲 一 家	

糸 満 市	
奏 一 家	

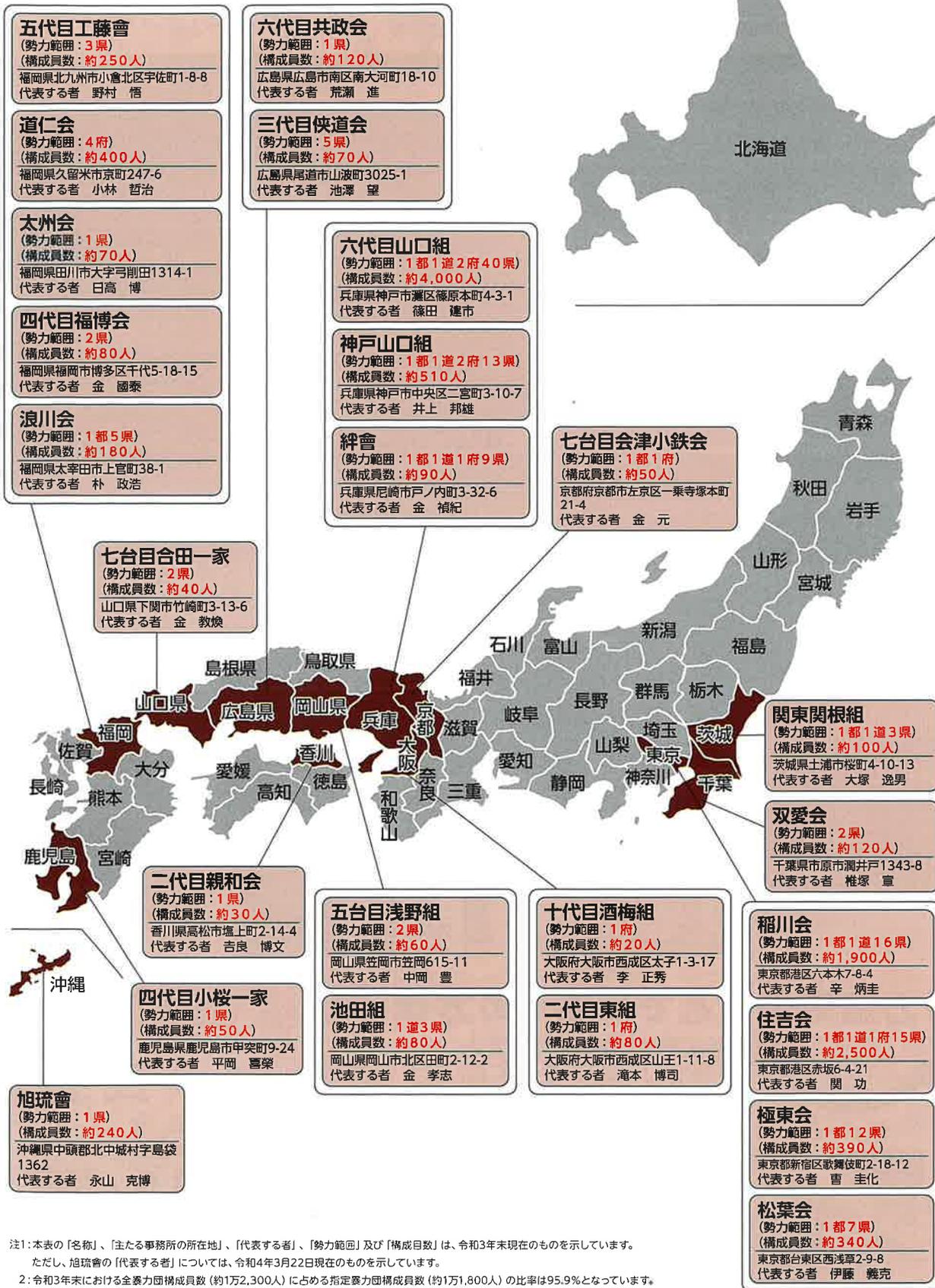


全国における暴力団の指定状況(令和3年末現在)

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図(25団体)

令和3年末現在



注1: 本表の「名称」、「主たる事務所所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和3年末現在のものを示しています。
ただし、旭琉會の「代表する者」については、令和4年3月22日現在のものを示しています。
2: 令和3年末における全暴力団構成員数(約1万2,300人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,800人)の比率は95.9%となっています。